

## 岡山市職員に「勤務間インターバル」を 試行導入します

岡山市では、職員の働き方改革による公務能率の向上やワークライフバランスの推進の一環として、勤務終了後から翌日の勤務開始まで休息时间(インターバル)を一定時間確保する「勤務間インターバル」を令和6年度から試行導入します。

### 1 試行導入開始日

令和6年4月1日(月)～

### 2 内容

【対象職員】 全職員(学校教員等を除く)

【対象業務】 原則、全ての業務(災害対策業務等を除く)

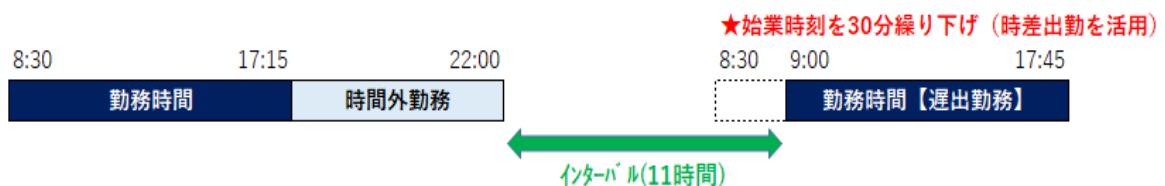
【取組内容】

- 災害などの臨時又は緊急の業務を除き、11時間以上のインターバルの確保に努めます。
- 勤務終了時刻の都合上、翌日の通常の勤務開始時間までが11時間未満となる場合は、時差出勤やフレックスタイム制を活用した勤務開始時間の繰り下げ等を行い、インターバルの確保に努めます。
- この取り組みは、職員が十分な生活時間や睡眠時間を確保し、健康を維持しながら個々の能力を十分に発揮できるよう、試行導入するものです。今後は、試行の結果を見ながら課題を整理し、将来的には学校教員等への展開も検討していきます。

<勤務開始時間の繰り下げ実施例>

通常の勤務時間:午前8時30分～午後5時15分

前日勤務終了時刻:午後10時(※午後5時15分以降は、時間外勤務)



### 【問い合わせ先】

岡山市 給与課 河本・植木 直通:086-803-1088 内線 3446・3448